

# 第七十三回 帝國議會 電力管理法案外二件兩院協議會議事速記錄第一號

昭和十三年三月二十六日(土曜日)午前十時二十八分開會

貴族院協議委員

議長

子爵井上匡四郎君

副議長

男爵矢吹 省三君

候爵細川 護立君

伯爵兒玉 秀雄君

岡 喜七郎君

堀切善次郎君

男爵飯田精太郎君

坂野鉄次郎君

岩田 宙造君

風間八左衛門君

衆議院協議委員

議長

小川郷太郎君

副議長

大口 喜六君

小川郷太郎君

俵 孫一君

大麻 唯男君

櫻井兵五郎君

砂田 重政君

川島正次郎君

清瀬規矩雄君

志賀和多利君

〔抽籤ニ依リ子爵井上匡四郎君議長席ニ著ク〕

○議長(子爵井上匡四郎君) 是ヨリ會議ヲ

開キマス、先づ御諮リ致シマスガ、四案ハ

一括シテ議題ト致シマスカ、若シクハ各案

ヲ別々ニ議事ヲ進メテ行キマスカ、其ノ點

ニ付テ御諮リ致シタウ存ジマス

○小川郷太郎君 一括シテ御願ヒ致シマス

○議長(子爵井上匡四郎君) 一括シテ議題

ニ供スルト云フコトデ御差支アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(子爵井上匡四郎君) 四案一括シテ

問題ニ供シマス

○小川郷太郎君 貴族院ノ修正セラレマシ

タ趣旨ヲ、一應御説明ヲ願ヒタイト思ヒマ

ス

○堀切善次郎君 只今ノ御質問ニ對シマシ

テ、貴族院デ修正ヲ致シマシタ大體ノ趣旨

ヲ申上ゲタイト思ヒマス、貴族院ニ於キマ

シテハ、衆議院ノ方カラ廻付セラレマシタ

案ニ對シマシテ、殊ニ衆議院デ修正ヲ加ヘ

ラレマシタ點ニ付キマシテハ、特ニ敬意ヲ

表シテ慎重熟議ヲ重ネタ次第ナンデアリマ

ス、其ノ結果此ノ兩院協議會ノ問題トナリ  
マシタヤウナ案ニナツタ譯ナンデアリマスガ、  
其ノ内容ヲ一通り申上ゲマスレバ、電力管  
理法ニ付キマシテハ、其ノ第一條ヲ修正致  
シマシテ、此ノ趣旨ハ衆議院ノ方デ此ノ法  
律ノ目的ヲ書カレタノデアリマスガ、貴族  
院ニ於キマシテハ此ノ書カレテアリマスダ  
ケノ目的デハ、電力管理法ノ全部ノ目的ヲ  
書キ現シタモノデハナイト考ヘマシテ、或  
ハ平戦兩時ニ於ケル電力動員デアリマスト  
カ、或ハ資源ノ開發トカ、燃料ノ節約トカ、  
色々ナ此ノ外ノ目的モアリマスノヲ、一部  
分ダケ書カレテアリマスケレドモ、寧ロ是  
ハナイ方ガ宜カラウト云フ所カラ之ヲ除キ  
マシテ、政府原案ノ方ヲ適當ダト考ヘタ譯  
デアリマス、次ニ電力管理法ノ附則ノ第三  
項ニ付キマシテハ修正ヲ致シマシタ、是ハ  
衆議院ニ於テ附加ヘラレマシタ御趣旨ニハ  
全然賛成ナノデアリマスガ、唯此ノ法文  
ノ書キ方ガ此ノ儘デハ其ノ御趣旨ヲ徹底サ  
セルノニ不十分ノ點ガアルト考ヘマシテ、  
電力需給ノ契約ノ範圍ヲ明確ニ規定シテ置  
ク方ガ宜イト考ヘマシテ、其ノ契約ノ範圍

ヲ明確ニスルヤウニ直シマシタノデ、趣旨  
ニ於テハ何等違ヒハアリマセヌ、次ニ日本  
發送電株式會社法案ニ付キマシテハ、第九  
條第一項ノ第二號ノ「三年間」ヲ「五年間」ト修  
正ヲ致シマシタ、第九條ニ出資設備ノ價格ノ  
算定標準ヲ法律ニ規定致シマスト云フ衆議院ノ  
修正ノ御趣旨ニハ全然贊成デアリマス、又  
其ノ御趣旨ニ依テ衆議院デ修正セラレマ  
シタ大體ノ考ヘ方ニ付テモ全然同感デアリ  
マス、唯此ノ第二號ノ標準ノ三年間ト云フ  
期間ニ付キマシテハ、此ノ三年間ハ經濟上  
ノ色々ナ變動ニ即シテ居ルカドウカ、事業  
會社ニ取リマシテ此ノ三年間ハ最モ事業狀  
態ノ好カッタ時代デアリ、又一方カラ考ヘ  
マスレバ、會社ニ於テ料金改訂、料金値下  
ヲマダシマセヌ間ノ、出資者ニ對シテ最モ  
此ノ利益計算ノ多イ時ニ當リマスノデ、  
之ヲ公正妥當ニ考ヘマス爲ニハ、成ルベク  
此ノ年限ヲ長クスル方ガ適當デアリ、三年  
間デハ短カ過ギルト考ヘタ次第デアリマ  
ス、其ノ年限ヲ長ク致シマスノニ、果シ  
テ五年ガ宜イカ、或ハ七年ガ宜イカ、或  
ハ十年ガ宜イカト云フヤウナコトニ付キ

マシテモ、色々論議ヲ重ネマシタガ、五年間ヲ最モ妥當ト考ヘマシテ、サウ云フ風ニ修正ヲ致シタ譯デアリマス、次ニ第十二條ニ於キマシテ「成立又ハ增资ノ日」トアリマシタノヲ「設立又ハ增资ノ登記ノ時」ト云フヤウニ修正ヲ致シマシタノハ、成立增资ノ日ニ於テ出資セラレタルモノト看做スト云フコトデハ、マダ法律關係ヲ明確ニ致シマス點ニ付テ、色々此ノ會社ノ本質上、此ノ時記ヲ極メテ明確ニ法律上ノ疑義ノナイヤウニ致シテ置ク方ガ正シイト考ヘマシテ、登記ノ時ト云フコトニ修正ヲ致シマシタ譯デモ同様ノ趣旨デアリマス、次ニ第十四條ノ修正ハ、原案ニ依リマスト、電力設備及び附屬設備ヲ出資致シマシタ爲ニ殘存電氣事業ヲ繼續スルコト能ハザルトキニ、其ノ買收ヲ請求スルニ付キマシテ、果シテ其ノ事業ノ繼續方出來ルカ出來ナイカト云フ認定ガ、意見ノ相違ガアリ得ルト思ヒマス、之ガ爲ニ残存事業者ガ色々困ル場合ガ起リハシナイカト云フ懸念カラ、此ノ事業繼續ノ能否ニ付キマシテモ、能否ノ認定ニ付キマシテモ明文ヲ置キマシテ、先づ當事者ノ協議ニ依ル、協議スルコト能ハザル時ニハ主務大臣之ヲ裁定スト云フ、第二項ノ方ニ此

ノ規定ヲ入レマシタ譯デアリマス、ソレ得ト云フコトヲ明カニサレタ譯デアリマス、  
對シテ矢張リ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ  
第十五條第一項ノ規定ニ付キマシテ原案ノ  
「勅令ノ定ムル所ニ依リ」ト云フ文句ヲ削除  
致シマシタ、此ノ趣旨ハ此ノ削除ニ依リマ  
シテ、額面金額ヲ以テ買入ルコトヲ請求  
スルニ付テ之ヲ無制限ニ出來ル、之ニ對シ  
テ制限セラレルコトナク無制限ニ出來ルト  
云フ途ヲ開イタ譯ナノデアリマス、元來此  
ノ發送電株式會社ノ出資ハ、出資者ハ強制  
的ニ出資サセラレルモノデアリマシテ、ソ  
レニ對シテ割當テラレタ株ニ依リマシテ、  
出資者ハ好ムト好マザルトニ拘ラズ株主タ  
ルノ地位ヲ與ヘラレマス、ソレヲ株主タル  
地位ヲ脫シヨウト考ヘマス際ニ、株ヲ發送  
電會社ニ對シテ買入ヲ請求スルニ付テ、ソ  
レヲ制限スルト云フコトハ強制出資ヲサセ  
マス關係上妥當デナイト考ヘラレルノデア  
リマス、原案ノ「勅令ノ定ムル所ニ依リ」ト云  
フノハ、政府ニ確メタ質問應答ニ依リマシ  
テ、或場合ニ於テハソレヲ制限スルコトノ  
セラレマスノデ、「此ノ勅令ノ定ムル所ニ依  
リ」ト云フ言葉ヲ除クコトニ依ッテ、無制限  
出來ル根據ヲ茲ニ與ヘラレテ居ルヤウニ解

ニ買入ヲ請求スルコトガ出來ル、強制シテ  
株主ニサレマシタ地位ヲ、自由ニ之ヲ離脱  
シヨウト考ヘル場合ニハ、其ノ自由ニ離脱  
便宜ヲ與ヘルコトハ、最モ必要ナコトダト  
考ヘマス、其ノ意味ニ於キマシテ「勅令ノ定  
ムル所ニ依リ」ト云フ字句ヲ削ルコトニ致  
シマシタ、第三項ニ於キマシテ「出資者ノ  
同意アル場合ニ於テハ」ト云フ言葉ヲ削除  
致シマシタ、此ノ言葉ガアリマスレバ、金  
錢ヲ以テ株式ノ代價ヲ拂フニ付テ、出資者  
ノ同意ノナイ場合ニハ、全部金錢ヲ以テ支  
拂フト云フコトニナリマス、ソレハ此ノ會  
社ノ設立ノ目的遂行ヲ危殆ナラシムル虞ハ  
アリハシマイカト云フコトヲ懸念セラレマ  
スノデ、之ヲ除ク方ガ適當デアルト考ヘタ  
譯デアリマス、同ジ項ノ「其ノ發行ニ係リ」  
ト云フ文句以下ヲ直シマシタ、是ハ原案ノ  
趣旨ト趣旨ニ於テハ少シモ變リアリマセヌ、  
唯法律解釋上、原案ノ儘デアリマシテハ、  
社債券ノ發行ニ付テ商法ノ例外規定ヲ設ケ  
ルコトガ出來ルカドウカト云フコトニ付テ、  
多少ノ疑ナキニシモアラズデアリマスノデ、  
デアリマス、次ニ第二十二條ニ修正ヲ致シ  
マシタノハ、此ノ會社ニハ役員ノ他ノ者

方ガ宜イト思ヒマス、尙同様ノ問題ガ最  
近ニ兩院ヲ通過致シマシタ庶民金庫法、  
恩給金庫法ニモアリマスガ、其ノ方ニ付  
キマシテハ衆議院ノ修正ガ成立チ、貴族  
院モ之ニ同意ヲ致シマシテ、既ニ公布セ  
ラレテ居ル立法例モ最近ニアリマスノデ、  
衆議院ノ方ニ於カレテモ、最近ノ例ヲ御  
尊重ニナルコトニ御異議ハナイコトト考ヘ  
テ居ル譯デアリマス、次ニ第三十二條ヲ、  
衆議院ニ於テ削除セラレマシタノヲ、復活  
致シマシタ、是ハ此ノ會社ハ國策會社デ  
アリマシテ、政府ノ大方針、國家ノ大方針  
ニ基イテ色々ナ仕事、重要ナル國策ノ遂行  
ニ當ル重大ナル任務ヲ持ツテ居ル次第デア  
リマスカラ、之ニ對シマシテ租稅免除ノ特  
典ヲ與ヘルト云フコトハ至極適當ノコトデ  
アルト考ヘマス、其ノ意味ニ於キマシテ、  
政府原案ヲ復活致シタ譯デアリマス、次ニ  
附則ノ第四十四條デアリマス、「設立」ノ言葉  
ノ次ニ「及開業準備」ト云フ言葉ヲ加ヘマシ  
タ、是ハ此ノ會社ハ成立致シマシテ、直子  
ニ色々ナ仕事ヲ其ノ瞬間カラヤツテ行カナ  
クチヤナラナイ特殊ノ事情ガアリマスノデ、  
創立委員ニ設立及開業準備ニ關スル事務ヲ  
處理セシムルト云フコトヲ、法律ニ明カニ

<p>定メテ置キマスコトガ必要デアルト考ヘタ 譯デアリマス、ソレカラ終リニ第四十六條 ニ第二項ヲ設ケマシタ、是ハ原案ノ儘デハ 多少疑義ガアリマスノデ、第二項ヲ設ケマ シテ、訴訟上支障ノ生ジナイヤウニシタ次 第デアリマス、次ニ電力管理ニ伴フ社債處 理ニ關スル法律案、其ノ第一條ニ修正ヲ加 ヘマシタノハ、會社法ニ對シテ修正ヲ致シ マシタノト同ジ趣意デアリマシテ、ソレニ 合セル必要ガアルカラデアリマス、第二條 ノ第二項ニ修正ヲ施シマシタノハ、株式ヲ 抵當ニシテ質權ヲ設定シマス際ニ、物… 供託物ト書イテアリマシテハ、權利ヲ包含 スルカドウカト云フコトニ付テ疑義ガアリ マスノデ、其ノ疑義ヲ無クスヤウニ修正ヲ シタ次第デアリマス、第四條第三項ノ修正 ハ、前ノ修正ト調子ヲ合ス修正デアリマス、 第七條ノ第一項ノ修正ハ、信託契約上、出 資ニ依リマシテ債權者ノ權利ヲ侵害スルコ トガナイトハ考ヘラレマスガ、尙萬全ヲ期 シマス爲ニ、之ニ依リマシテ、社債ヲ持ッテ居 ル會社ガ請求ヲ受ケルコトノナイヤウニ、 之ヲ信託契約上ノ公益規定ニ明確ニシテ置 クト云フ意味ニ於キマシテ、修正ヲ致シ書 キ變ヘタ譯デアリマス、第八條ノ第一項ニ 「勅令ノ定ムル所ニ依リ」ト入レマシタノ</p>	<p>ハ、此ノ保證ニ付キマシテ、如何ナル保證 ヲドウ云フ方法デヤルカト云フコトヲ、勅 令ニ依ヅテ定メルト云フコトヲ明カニシテ 置ク方ガ明瞭ニナルト考ヘタ譯デアリマス、 第八條ノ第二項ノ修正ハ、社債ニ對シマシ テ、之ニ依リマシテ出來ルダケ債權者ニ不 安ナカラシムルヤウ考ヘタ譯デアリマス、 終ニ電氣事業法中ノ修正ニ付キマシテハ、 第二十三條第二項ノ中ノ「利益金ノ處分」ト 云フ言葉ヲ省キマシタ、是ハ原案ノ中ニモ 「會計」ト云フ言葉ガアリマシテ、ソレデ此 ノ趣旨ハ達セラレルモノト考ヘラレ、「利益 マスノデ、其ノ疑義ヲ無クスヤウニ修正ヲ シタ次第デアリマス、第四條第三項ノ修正 ハ、前ノ修正ト調子ヲ合ス修正デアリマス、 第七條ノ第一項ノ修正ハ、信託契約上、出 資ニ依リマシテ債權者ノ權利ヲ侵害スルコ トガナイトハ考ヘラレマスガ、尙萬全ヲ期 シマス爲ニ、之ニ依リマシテ、社債ヲ持ッテ居 ル會社ガ請求ヲ受ケルコトノナイヤウニ、 之ヲ信託契約上ノ公益規定ニ明確ニシテ置 クト云フ意味ニ於キマシテ、修正ヲ致シ書 キ變ヘタ譯デアリマス、第八條ノ第一項ニ 「勅令ノ定ムル所ニ依リ」ト入レマシタノ</p>
<p>今申上ゲマシタヤウナコトニ修正スルコト ニナツタ譯デアリマスカラ、ドウゾ其ノ趣旨 ヲ御了承アラムコトヲ御願ヒ致シマス ○小川郷太郎君 貴族院ノ修正ノ御趣旨ハ 令ニ依ヅテ定メルト云フコトヲ明カニシテ 置ク方ガ明瞭ニナルト考ヘタ譯デアリマス、 第八條ノ第二項ノ修正ハ、社債ニ對シマシ テ、之ニ依リマシテ出來ルダケ債權者ニ不 安ナカラシムルヤウ考ヘタ譯デアリマス、 終ニ電氣事業法中ノ修正ニ付キマシテハ、 第二十三條第二項ノ中ノ「利益金ノ處分」ト 云フ言葉ヲ省キマシタ、是ハ原案ノ中ニモ 「會計」ト云フ言葉ガアリマシテ、ソレデ此 ノ趣旨ハ達セラレルモノト考ヘラレ、「利益 マスノデ、其ノ疑義ヲ無クスヤウニ修正ヲ シタ次第デアリマス、第四條第三項ノ修正 ハ、前ノ修正ト調子ヲ合ス修正デアリマス、 第七條ノ第一項ノ修正ハ、信託契約上、出 資ニ依リマシテ債權者ノ權利ヲ侵害スルコ トガナイトハ考ヘラレマスガ、尙萬全ヲ期 シマス爲ニ、之ニ依リマシテ、社債ヲ持ッテ居 ル會社ガ請求ヲ受ケルコトノナイヤウニ、 之ヲ信託契約上ノ公益規定ニ明確ニシテ置 クト云フ意味ニ於キマシテ、修正ヲ致シ書 キ變ヘタ譯デアリマス、第八條ノ第一項ニ 「勅令ノ定ムル所ニ依リ」ト入レマシタノ</p>	<p>ヲ御了承アラムコトヲ御願ヒ致シマス ○小川郷太郎君 貴族院ノ修正ノ御趣旨ハ 令ニ依ヅテ定メルト云フコトヲ明カニシテ 置ク方ガ明瞭ニナルト考ヘタ譯デアリマス、 第八條ノ第二項ノ修正ハ、社債ニ對シマシ テ、之ニ依リマシテ出來ルダケ債權者ニ不 安ナカラシムルヤウ考ヘタ譯デアリマス、 終ニ電氣事業法中ノ修正ニ付キマシテハ、 第二十三條第二項ノ中ノ「利益金ノ處分」ト 云フ言葉ヲ省キマシタ、是ハ原案ノ中ニモ 「會計」ト云フ言葉ガアリマシテ、ソレデ此 ノ趣旨ハ達セラレルモノト考ヘラレ、「利益 マスノデ、其ノ疑義ヲ無クスヤウニ修正ヲ シタ次第デアリマス、第四條第三項ノ修正 ハ、前ノ修正ト調子ヲ合ス修正デアリマス、 第七條ノ第一項ノ修正ハ、信託契約上、出 資ニ依リマシテ債權者ノ權利ヲ侵害スルコ トガナイトハ考ヘラレマスガ、尙萬全ヲ期 シマス爲ニ、之ニ依リマシテ、社債ヲ持ッテ居 ル會社ガ請求ヲ受ケルコトノナイヤウニ、 之ヲ信託契約上ノ公益規定ニ明確ニシテ置 クト云フ意味ニ於キマシテ、修正ヲ致シ書 キ變ヘタ譯デアリマス、第八條ノ第一項ニ 「勅令ノ定ムル所ニ依リ」ト入レマシタノ</p>
<p>熟議ヲ重ねタ次第デアリマシテ、其ノ結果 テ居ル、目的ヲ電力管理法案理由書ノ中ニ掲 其ノ目的ヲ電力管理法案理由書ノ中ニ掲 テ居ル、目的ヲ法文ニ明記シタノデアル、 政府ガ提案ノ理由書ノ中ニモ是ダケノ目的 ヲ謳ツテ居ルノデアルカラシテ、之ヲ法文ニ 意味ハ少シモ有ツテ居リマセヌ</p>	<p>合デアルト云フ御趣旨ヲ、モウ少シ明カニ シテ戴キタイノデアリマス ○堀切善次郎君 只今ノ御説誠ニ御尤ニモ 考ヘラレルノデアリマスガ、法律ノ規定ノ 中ニハ、其ノ法案ノ目的ヲ書イテ居ル例モ、 書カナイ例モアルヤウニ考ヘマス、必ズシ モ書クコトヲ必要トセズ、ソコニ多少ノ疑 義ガアルト致シマスレバ、寧ロ之ヲ書カナ イ方ガ宜クハナイカト考ヘタ譯デアリマス アリ、主眼デアルヤウニナリマスガ、ソレ デ差支ナイカ、只今ノ御説明ニ依ルト云フ ト、衆議院ノ修正デハ目的ノ全部ヲ網羅シ テ居ナイ、斯ウ云フコトデアルカラ削ッタ 云フコトデアリマス、ソレナラバ目的ノ足 リナイ所ヲ補充シタナラバ差支ナイデハナ イカ、斯ウ云フ風ニモ考ヘラレマスガ、其 ノ點如何デアリマスカ、更ニ政府ノ電力管 理法案理由書ノ中ニモ「電氣ノ價格ヲ低廉 シシ其ノ量ヲ豐富ニシ之ガ普及ヲ圓滑ナラ シムル爲」云々ト書イテアリマス、是ハ矢張 リ目的ガ書カレテ居ルト思フノデアリマス、 政府ガ提案ノ理由書ノ中ニモ是ダケノ目的 ヲ謳ツテ居ルノデアルカラシテ、之ヲ法文ニ 意味ハ少シモ有ツテ居リマセヌ</p>
<p>○小川郷太郎君 ソレデハ其ノ日本發送電 三</p>	<p>○小川郷太郎君 貴族院ニ於テ之ヲ取リマシタノハ、 其ノ今仰セノヤウナ趣旨ヲ否認スルト云フ 意味ハ少シモ有ツテ居リマセヌ</p>

株式會社法ノ修正ノコトニ付テ御尋ね致シマス、第九條デアリマス、是ハ設備ノ利用價値算定ノ場合ニ、衆議院ハ過去三年ノ平均利益金ヲ採ダタノデアリマスガ、貴族院ノ方ハ之ヲ五箇年平均ヲ採ルト云フ御趣旨ノヤウニ拜承シタノデアリマス、併シ其ノ精神ハ矢張リ「ノーマル」ノ利益ヲ見出サウトスル御趣旨ニ外ナラヌト思ヒマスガ、如何デアリマスカ

○堀切善次郎君 御説ノ通リデゴザイマス ○小川郷太郎君 ソレハ機械的ニ言ヘバ、三年ヨリハ五年ノ方ガ妥當ダ、斯ウ云フ考モ起リマセウガ、五年ニ擴張シタラバ、其

ノ時ハドウ云フ時デアッタカト云フコトモ考慮シナケレバナラヌト思フノデアリマス、

考リマセウガ、五年ニ擴張シタラバ、其ノデアリマスカ

○堀切善次郎君 左様デゴザイマス ○小川郷太郎君 能ク「ノーマル」ノ年ヲ見

ラバ「ノーマル」ノ利益ハ出ル、斯ウ云フ御出ス方法ニ、三年平均ト云フコトモアリマス、ソレカラ又一番好イ時ト悪イ時ヲ除イ

テ、サウシテ何年間ノ平均ト云フ考ヘ方モ

アルト思ヒマス、處ガマア無配當トカ、整理時代ト云フノハ、最惡ノ又最惡デアルト

思フノデアリマスガ、サウ云フコトガ入ル

トシタ時分ニハ、立法スル時分ニソレ等ナ

ンカ考慮ノ中ニ加ヘナケレバナラヌト思ヒ

マスガ、其ノ邊ハ考慮ノ中ニ加ヘヌデモ宜

イト云フ御考デアリマスカ

○堀切善次郎君 御説ノヤウニ最モ善イ年

フヤウニ判断ヲ致シマシタ

○小川郷太郎君 其ノ三年ヨリ五年ガ宜

イ、七年ヨリ五年ガ宜イト云フ御説ハ分リ

マシタ、併シ此ノ五年ト云フコトヲ決メレ

バ電氣業界ノドウ云フ年ガ入ルカ、即チ昭

和八年、九年ト云フコトモアッテ、ドウ云フ利

益ガアルト云フコトヲ考慮ノ上デ御決定ニ

ナッタノデスカ、ソレハ考慮セナイデ、唯單

ニシテ置キマス、第十五條ニ移リタイト思

ト云フコトモ考ヘラレ、又五年ト云フコト

モ考ヘラレ、三年ト云フコトモ考ヘラレル

ヒマス、十五條ノ三項デアリマスルガ、日本發送電株式會社ハ株式買入ノ請求ヲ受ケ

タ場合ニ現金ヲ以テ買入レルカ、社債券ヲ

以テスルカト云フ選擇權ハ、衆議院ノ修正

ハ出資者ニアッタノヲ貴族院ハ之ヲ日本發

送電會社ニ與ヘラレタノデアリマス、是ハ

強制的ニ設備ヲ取上ゲルノデアルカラシテ、

之ニ補償ヲ與ヘルト云フ、斯ウ云フコトハ

憲法二十七條ノ精神デ必要ダト、是ハ貴族

院ノ御考モソレニ間違ヒナイト思フノデア

リマス、ソレデ補償ハ金錢ニ依ラナイデ社

債ヲ以テ強制的ニヤツテ宜イ、サウ云フ御考

デアリマスカ

○堀切善次郎君 社債券ト云フノハ金錢ト

同様ダト云フ考デ、差支ナイト御考ニナル

ノデアリマスカ、補償ト云フコトハ憲法二

十七條ニ「日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルル

コトナシ、公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ

定ムル所ニ依ル」ト書イテアル、其ノ時分ニ、

所有權ヲ取上ゲルト云フコトニハ補償ヲヤ

ル、其ノ補償ヲヤルノハ社債券デ宜イ、斯

ウ云フコトハ矢張リ金錢ト同ジヤウニ社債

券ヲ見ルト云フ譯デゴザイマスカ

○堀切善次郎君 ソレハ金錢デアリマシテ

モ、社債券デアリマシテモ差支ナイト思ヒ

マス

○小川郷太郎君 従來ハ此ノ補償ト云フノ

ハ、金錢ヲ以テスルト云フコトガ普通ノ觀

念デヤナイカト思ヒマスガ、其ノ觀念ト違

タ考ヲ御持チニナルノデスカ

○堀切善次郎君 金錢ヲ以テスルコトガ普

通ノ狀態ト思ヒマスガ、憲法上ノ問題ト致

シマシテハ必ズシモ金錢ノミニ限ルトハ私

ハ考ヘナカッタノデアリマス

○小川郷太郎君 サウスルナラバ、株券ヲ

以テシテモ宜イ譯ナシヌ、出資ヲ強制シ

テ、金錢デナクトモ宜イト云フナラバ、株

券ヲ以テシテモ宜イト云フ議論ニナシテ、十

五條ノ此ノ買入請求權ヲ認メル必要ハナイ

ヤウニ思ヒマスガ、株券ト社債券トノ間ニ

相違ガアルノデスカ

○堀切善次郎君 私ハソレデモ差支ナイト

思ヒマスガ、此ノ買入ヲ請求スルト云フコ

トハ、サウ云フコト以外ニ、出來ルダケ出

資者ニ對シテ、斯ウ云フ強制出資ヲサシテ

居ルコトデモアリマスカラ、其ノ事情ヲ斟

酌シテ、出來ルダケソレニ有利ナ方法ヲ考

ヘテヤルト云フ趣旨カラ出タモノト解釋致  
シマス

○小川郷太郎君 出資者ニ有利ナルヤウニ

ショウト云フナラバ、現金ヲ以テ補償スル

ト云フノガ一番有利デヤナイデセウカ

○堀切善次郎君 其ノ點ハ全ク御説ノ通り

ダト思ヒマス、唯此ノ會社ノ性質上、非常

ニ澤山ノ現金ヲ以テソレニ應ズルト云フコ

トハ、非常ニムヅカシイ實情ニアリ、此ノ

會社ノ事業ノ執行ヲ困難ナラシムル虞アル

モノト心配ヲ致シタノデアリマス

○小川郷太郎君 現金ヲ以テシタ方ガ一番

宜イト云フコトヲ御認メナリマシタガ、

ソレナラバ社債券ヲ發行シテ、サウシテ其

ノ手取ノ金デ現金支拂ト云フコトニシタラ、

差支ナイデハアリマセヌカ

○岩田宙造君 只今ノ點ニチヨット補足シ

テ私カラ申上げタイト思フノデアリマスガ、

財產ニ對スル收用類似ノ處分ヲ致シマシタ

場合ニ、ソレヲ補償スル補償ノ手段ハ、御

尋ノ通リニ金錢ヲ以テスルノガ一番普通デ

アリ、一番適切デアルト考ヘルノデアリマ

スガ、純粹ノ憲法問題トシテハ、必ズシモ

ノモノヲ以テモ、法律デ定メタ相當ナ對價

ヲ拂ヘバ宜イデアラウト思フノデアリマス、

唯ソコニ妥當性ノ問題ガ入ッテ參リマシテ、

矢張リマア金錢ト云フモノガ一番標準ニナ

リマスルカラ、ソレニ近イモノト見ラレル

妥當性ノアルモノデアレバ宜カラウト思フ

ノデアリマシテ、御質問ノ趣旨モサウ云フ

換價性ハ相當アリマスケレドモ、此ノ會社

ガ出來マシテ、而モ是ガ無制限ニ、堀切サ

ンノ御説明ニ依レバ、無制限ニ株ノ買入レ

スルカラ、金錢ノ代リニソレヲ以テシテモ、

餘程類似シタ、似寄ツタ效能ヲ持ツテ居リマ

スルカラ、是ハマア株式デモ種類ニ依テ

ノ社會通念ノ上カラ言ツテモ、サウ金錢ニ代

メノトシテ扱ハレルヤウナ妥當性ガアリ

マセヌカラ、是ハマア株式デモ種類ニ依テ

ハサウ見テ差支ナイモノモアルカモ分リマ

セヌガ、此ノ場合ニハドウモ社債ト同ジヤ

ウニ見、從ツテ金錢ニ極メテ類似シテ居ルモ

ノト見ルコトハ妥當アナカラウ、社債ナラ

セヌガ、此ノ場合ニハドウモ社債ト同ジヤ

場、社債市場ト云フモノガ立派ニ確立シテ

居ツテ、ソレデ時價ガ、相場ガ立ツナラバ、

換價性ハ相當アリマスケレドモ、此ノ會社

ガ出來マシテ、而モ是ガ無制限ニ、堀切サ

ンノ御説明ニ依レバ、無制限ニ株ノ買入レ

スルカラ、無制限ニ此ノ會社債券ヲ發行スルコト

ニナルノデスガ、其ノ額ハ極メテ大ナルモ

ノアリト言ハナケレバナラナイ、ソレデ市

場モナイ、換價スルト言ツタ所デ、ナカ

ニナルノデスガ、其ノ額ハ極メテ大ナルモ

スッカリ閉ぢラレテ居ルヤウナ譯ナンデス、普通ノ會社ノ社債ニシテ且然リデス、況ヤ此ノ會社ハ新シク出來テ、而シテ其ノ額ガ極メテ多イノデス、其ノモノガ金ニ換ヘヨウトスル時分ニ、之ヲ社債市場ニ持ツテ出テ賣ル場合ニ、私ハソレガ稀ナル場合デアッテ心配ハナイ、值ガ下ルヤウナコトハナイ、斯ウ言ハレルノハ、意見ノ相違カモ知レマセヌケレドモ、財界人ハドウ見ルカト云フコトモ考ヘテ見ナケレバナラヌト思ヒマス、是ハ唯法律論デナイノデ、財界人ノ見ル所ヲ徵セラレテ、サウ云フヤウナ結論ガ出テ居ルノデアリマスカ

○岩田寅造君 其ノ點ハ是デ先ヅ差支ナイヤウニ行クダラウト云フ考デアッタノデアリマス、或ハ御見込ガ違フカモ分リマセヌガ、私ノ方デハサウ云フ考デヤッタノデアリマス

○小川郷太郎君 チョット只今ノ御答辯ハ私共ニハツキリドウモ御趣旨ガ分リ兼ネルノデアリマス、ソレデハ方面ヲ變ヘテ伺ヒマスガ、此ノ社債券ヲ以テ交付スルト云フノハ、此ノ株式ノ代價デスネ、代價ニ相應スル社債券ノ時價デ計算ヲシタモノヲ以テスル、斯ウ云フコトニナラウト思フノデスガ、ソレハドウデスカ

○堀切善次郎君 只今ノニ私カラモ補足ヲシテ申上ゲタイト思ヒマス、其ノ考ヘ方ハサウデアルト思ヒマスガ、此ノ社債券ニ對シマシテハ、衆議院ニ於テ修正ヲ加ヘラレマシタ政府保證ト云フコトモ加ハル譯デアリマスカラ、其ノ點ニ於テ此ノ衆議院デ修正ヲ加ヘラレマシタ政府保證ト云フコトガアレバ差支ナイ、換價力ハアルモノト考ヘタノデアリマス

○小川郷太郎君 政府保證ガアレバ宜イト云フコトハ公債ニ近イ、公債ニ同ジト云フヤウナ考ヘ方デアリマスカ

○堀切善次郎君 サウデゴザイマス

○小川郷太郎君 ソレハ若シ會社ガ拂ハナカッタ時分ニハ政府ガ拂フト、爲ニトドノ詰リハ政府ガ拂フ、其コトハ公債ヲ政府ガ拂フト云フコトト同ジコニ外ナラヌノデス、債券ノ價值、相場、公債ノ價值、相場ト云モノハ全然違フノデヤナカト思フデスネ、公債ニ近イト云フ考ヘ方ハ法律論デアッテ、實際論デハナイ、公債ト申シマスレバ、御承知ノ通リニ、モウ時價ガアルノデ、五分ノ公債ハ幾ラ、三分五厘ノノデアリマスガ、サウ云フ風ニ考ヘラレマスガ、ソレヤウナ嫌ヒガナイカト、斯ウ惧レル反スルヤウナ嫌ヒガナイカト、斯ウ惧レルノデアリマスガ、サウ云フ風ニ考ヘラレマスガ、ソレ等ノ點ニ懸念ハナセヌカ

○堀切善次郎君 政府ノ支拂保證ノアル債券デアリマスレバ、ソレ等ノ點ニ懸念ハナセヌカ

○小川郷太郎君 今私ノ法律論ト實際ノ相場ノ建テ方、金融ノ仕方ニ付テ、差別ヲ申上ゲアリマシテ、一ツノ特點ハ日本銀行ガ、公債ヲ持ツテ行ケバ何時デモ金融ヲスル、ソレダカラ賣ツテ金ニ換ヘヌデモ、直グ擔保ニ入レテ金ヲ拵ヘルコトガ出來ルノデアリマス、處ガ社債券ハサウ行カナイ、如何ニ政府ノ保證ガアッテモサウ云フ譯ニ行カナイ、第一相場ガ立ツテナイ、サウシテ何時デモ日本銀行ガ見返リシテ吳レルカ吳レヌカ分ラナイ、其ノ他ノ銀行ノ取扱方モ皆違フ、ソレダカラ賣ツテ金ニシテモ、擔保ニシテ金ヲ得ルニ致シマシテモ、公債ニ類似スルト云フコトハサウ簡單ニ言ヘナイノデヤナイカ、斯ウ思フノデアリマス、ソレダカラ金ニ類似ノモノ、金ニ近イモノヲ以テ補償スルト云フコトガ、憲法二十七條ノ精神ニ適フト貴族院ノ方デ御考ニナレバ、其ノ點ハ私同シ考ト思ヒマスガ、サウスレバ此ノ社債ヲ以テ強制的ニ交付スルノデハ、其ノ趣旨ニト云フコトデナクシテ、社債券ノ時價ガ五十圓デナクシテ、四十圓デアッタナラバ、社債券ヲ六十圓カ、計算ハ幾ラニナリマスカ、モット多く交付スルト、斯ウ云フ風ニシテ、丁度時價ガ株ノ値ニ相應スルヤウニシテ行クト云フ御趣旨デアリマスカ

○堀切善次郎君 社債券ノ値段、時價ガ非常ニ下ツテ來ルト云フコトヲ豫想シテ居リマセヌ

○小川郷太郎君 サウシマスト、五十圓ノ株券ニ付テハ五十圓ノ額面ヲ以テ交付スル云フ御趣旨デアリマスカ

○堀切善次郎君 ソレデ宜カラウト思フテ

居リマス

○小川郷太郎君 ソレハ私ナンカハサウ思ヒマセヌケレドモ、御趣旨ハソレデ拜承致シマシタ、モウ一ツ伺ヒマスガ、社債券ノ額面ヲ以テ交付スルトスウ言ハレルカラニハ、其ノ社債券ハ何分ノ利子デデスネ、發行セラレルモノカ、ソレニ依ッテ私ハ額面ヲ時價ガ維持スルカ維持ゼザルカガ變ッテ來ルモノト思ヒマス、從ツテサウ云フ風ニ社債券ノ額面ヲ以テ交付セラレルト云フカラニハ、社債券ノ利率ハ如何ニセラレルカ、是モ御腹案ガアルト思ヒマスガ如何デアリマスカ

○堀切善次郎君 先刻ノ私ノ答ニ付キマシテ、チヨット留保ヲ致シタイト思ヒマス、御了承ヲ願ヒマス

○小川郷太郎君 只今御留保ガアリマシタカラ、其ノ點ハモウ此ノ程度デ伺ヒマスマイ、併シ時價ニセラレルト云フコトニ御決リニナリマスレバ、尙私質問ガ澤山ニアル

○堀切善次郎君 ソレ等ノ點ニ付キマシテハ、政府ノ方ニ任シテ適當ニ處置ヲスルコトト考ヘテ居リマス

○小川郷太郎君 何カ政府ガ原案ノ説明ヲシマス時分ニ、社債ノ發行ニ關シマシテハ時價デ交付スルト云フコトヲ言明シテ居ルヤウニ思フノデアリマスガ、貴族院ノ御修正ハ政府ノ此ノ言明ニ反シテ額面デ交付シテ時價ニ依ラヌト、斯ウ云フ御考デアリマセウカ

○堀切善次郎君 政府ノ考ヘ時價デアッタカト思ヒマス、私ノ記憶達ヒデアックタ思ヒマスカラ……

○小川郷太郎君 サウシマスト貴族院ハ政府ノ言明ニ反シテ時價デ買ハヌ、額面デ買フ、斯ウ云フ御趣旨デ此ノ修正ヲセラレタモノト了解シテ宜シイノデスカ

○堀切善次郎君 先刻ノ私ノ答ニ付キマシテ、チヨット留保ヲ致シタイト思ヒマス、御了承ヲ願ヒマス

○小川郷太郎君 只今御留保ガアリマシタカラ、其ノ點ハモウ此ノ程度デ伺ヒマスマイ、併シ時價ニセラレルト云フコトニ御決リニナリマスレバ、尙私質問ガ澤山ニアル

○堀切善次郎君 ソレ等ノ點ニ付キマシテハ、政府ノ方ニ任シテ適當ニ處置ヲスルコトト考ヘテ居リマス

○小川郷太郎君 何カ政府ガ原案ノ説明ヲシマス時分ニ、社債ノ發行ニ關シマシテハ時價デ交付スルト云フコトヲ言明シテ居ルヤウニ思フノデアリマスガ、貴族院ノ御修正ハ政府ノ此ノ言明ニ反シテ額面デ交付シテ時價ニ依ラヌト、斯ウ云フ御考デアリマセウカ

○堀切善次郎君 政府ノ考ヘ時價デアッタカト思ヒマス、私ノ記憶達ヒデアックタ思ヒマスカラ……

其ノ必要ガナイノダ、行政權デ勝手ニヤツチシマフノデアル、基準ハ示サヌデモ宜イ、

府ノ言明ニ反シテ時價デ買ハヌ、額面デ買フ、斯ウ云フ御趣旨デ此ノ修正ヲセラレタモノト了解シテ宜シイノデスカ

ス

○小川郷太郎君 執行命令論ヲ茲ニ繰返シテモ仕様ガアリマセヌガ、政府ノ勅令案トシテ示シタヤウナ事項ハ悉ク執行命令デ出

之ヲ削ル結果ハ無制限、制限ト云フ以外ニ、色々ノ問題モアルノデアラウト思ヒマスガ、サウ云フヤウナコトハ御考慮ノ上デ、

色々ノ問題モアルノデアラウト思ヒマスガ、サウ云フヤウナコトハ御考慮ノ上デ、

之ヲ削ル結果ハ無制限、制限ト云フ以外ニ、色々ノ問題モアルノデアラウト思ヒマスガ、サウ云フヤウナコトハ御考慮ノ上デ、

ヒマス、ソレハ悉ク執行命令デ行クト云フ  
御考デスカ

○岩田宙造君 一應見マシタガ、例ヘバマ  
ア手續等ニ付キマシテモ、此ノ政府ノ示シ  
マシタヤウナ案ヲ幾ラカ變更スル必要ハ生  
ズルカトモ思フノデアリマス、例ヘバ請求  
ヲシマシタ時期ナリ、ソレニ對シテ代價ヲ  
交付シマスル時期ナリ、サウ云フ時期ノ制  
限ガデスネ、唯實行ノ便宜ト認メラレル範  
圍ノコトナラ執行命令デ出來マスケレ  
ドモ、ソレノ定メ方ニ依ッテハ其ノ買入ノ請  
求ニ制限ヲシタモノト見ラレルヤウナ程度  
迄行ケバ……此ノ原案ノ勅令云々ト云フモ  
ノヲ残シテ置ケバ、制限シタト認メラレテ  
モ仕方ガナイノデアリマスケレドモ、之ヲ  
取リマスト、サウ云フ程度迄ノ規定ハ出來  
ナイト云フコトニナルノデアリマスカラ、  
或ハ其ノ政府ノ示シタ例ノ中ニハ、此ノ種  
ノ點ノ制限以外ニ、或程度迄變更シナケレ  
バナラヌモノガ出來ルノデハナイカト思フ  
ノデアリマス、サウシテソレハ出來テモ實  
行ノ上ニハ差支ナイト考ヘテ居ルノデアリ  
マス

○小川郷太郎君 此ノ日本發送電會社法案  
ノ二十二條デアリマス、是ハ官吏ノ天降リ  
ヲ封ジタ趣旨デアリマスガ、官吏ノ天降リ

ヲ封ズル趣旨ニハ、大體貴族院モ御同意ナ  
ンデスカ

○堀切善次郎君 此ノ二十二條ニ修正文ト  
シテ書キマシタ範圍ニ於テ同意ヲ致シマシ  
タ譯デアリマス

○小川郷太郎君 「主務大臣ニ於テ特ニ必  
要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」  
トスウ云フ風ニ改メマスレバ、ソレハ庶民  
金庫法、恩給金庫法ニモ例ガアルト云フ御  
話デアリマスガ、其ノ例ヘ別トシテ、サウ  
云フ風ニ書キ下セバ、此ノ法文ヘ、實ヘ天  
降リガ勝手ニ出來ル、主務大臣ニ於テ特ニ  
必要デアルトイツモ認メサヘスレバ宜イノ  
ダカラ、總テ出來ルト云フヤウナ結果ニナ  
リマセヌカ、ソレニ付テノ御考ヘ如何デス  
カ

○小川郷太郎君 モウ一ツ伺ヒタイノデア  
リマスガ、此ノ庶民金庫及恩給金庫ト云フ  
ノハ公益的法人デアル、處ガ此ノ日本發送  
電株式會社ハ營利會社デアル、サウスルト、  
矢張リソコハ兩方トモ多少違フノデヤナイ  
カト思フ、營利會社ニ付テノ立法例ヘ是方  
初メデヤナカト思ヒマスガ、サウ云フ角  
度カラ見タ御考ヘ如何デアリマスカ

○堀切善次郎君 此ノ會社ハ國策會社デア  
リマシテ、重要ナ國策ヲ遂行スル會社デア  
リマスガ故ニ、之ヲ庶民金庫法ヤ何カノ先  
例ト同ジ程度ニ考ヘテ宜イノデハナイカ、  
重要ナル國策ヲ遂行スル會社デアリマスカ  
ラ、廣ク人材ヲ天下ニ求メル必要ガアルノ  
ス必要ノナイ、關係ノナイ規定ダト考ヘタ  
譯デアリマス

○小川郷太郎君 政府原案ニ依リマスト、  
此ノ發送電ノ管理ニ關スル經費ヲ此ノ新會  
社カラ或程度ニ納付金ヲ納メシメルト云フ  
コトニナッテ居タノデアリマス、私共ハ、

ヘタ次第デアリマス

モアルダラウト思ヒマス、此ノ規定ノ程度  
ガ適當デアラウト考ヘタ譯デアリマス

○小川郷太郎君 更ニ進ミマシテ第三十二  
條ニ付テ御伺ヒ致シマス、是ハ此ノ新會社  
ニ免稅特典ヲ與フルト云フ政府原案ヲ復活  
リマスネ、サウスルト「給與ヲ受クル事務ニ  
從事スルコトヲ得ズ」ト云フコトソレ自體ガ、  
惡イト云フノデヤナイガ先例ニ從フ、是ダ  
ケノ御趣旨デアリマスカ

○堀切善次郎君 サウデアリマス

○小川郷太郎君 其ノ先例ト云フノハ、庶  
民金庫法トカ、恩給金庫法ノコトニ外ナラ  
スノデアリマスネ、其ノ他ニハナイ譯デア  
リマスネ、サウスルト「給與ヲ受クル事務ニ  
從事スルコトヲ得ズ」ト云フコトソレ自體ガ、  
惡イト云フノデヤナイガ先例ニ從フ、是ダ  
ケノ御趣旨デアリマスカ

○小川郷太郎君 更ニ進ミマシテ第三十二  
條ニ付テ御伺ヒ致シマス、是ハ此ノ新會社  
ニ免稅特典ヲ與フルト云フ政府原案ヲ復活  
リマスネ、サウスルト「給與ヲ受クル事務ニ  
從事スルコトヲ得ズ」ト云フコトソレ自體ガ、  
惡イト云フノデヤナイガ先例ニ從フ、是ダ  
ケノ御趣旨デアリマスカ

國策會社ト云フコトデアリ、政府ガ發送電ヲ管理スルト云フ其ノ經費ハ、國家ガ當然自分で辨ズベキモノダ、斯ウ云フ考デ是ハ削ツタノデアリマス、同時ニサウ云フ風ニナレバ、國策會社デアシテモ稅ヲ納メル力ノアルモノナラバ稅ヲ納メテ可ナリ、稅ヲ納メル程收益ガナイナラバ自然ニ稅ハ納メストニナル、稅ヲ納メル程相當ノ利益ガアルモノナラ納メシメテ可ナリ、斯ウ云フコトデ權衡ヲ取ツタノデ、政府原案ニ對シテハ權衡ガ取レルト思ツタノデアリマスガ、貴族院ノ方ハ國策會社デアシテ幾ラ儲ケテ居ツテモ、ソレハ免稅スルノデアル、斯ウ云フ御趣旨デ總テ國策會社ニ名ヲ籍リテ、ドンナニ儲ケテモ稅ハ少シモ課スベキモノデヤナイ、斯ウ云フ御考デアリマスカ

○堀切善次郎君 初メノ政府ニ納付スル規

定ヲ削除シマシタコトニ付キマシテハ全然御同感デアリマシテ、是ハ電氣廳、所謂電氣廳ニ關スル經費等ハ當然國費ノ中カラ支出スベキモノト考ヘマス、唯只今ノ租稅免除ノ規定ハソレト關聯ガアルモノトハ考ヘマセヌノデ、只今御指摘ニナリマシタヤウニ幾ラ儲ケテモ差支ナインデヤナイカト云フコトハ、此ノ會社ニ付デハ有リ得ナイコトデアリマシテ、儲ケガアレバソレハ料金

レバ、國策會社デアシテモ稅ヲ納メル力ノアルモノナラバ稅ヲ納メテ可ナリ、稅ヲ納メル程收益ガナイナラバ自然ニ稅ハ納メストニナル、稅ヲ納メル程相當ノ利益ガアルモノナラ納メシメテ可ナリ、斯ウ云フコト

デ權衡ヲ取ツタノデ、政府原案ニ對シテハ權

旨ノ御説明ニ關聯シマシテ、チヨット私ノ伺ツテ置キタイト思ヒマシタノハ此ノ程度

デアリマスガ、尙能ク御説明ノコトニ付キ

マシテ又考ヘテ見マシテ、更ニ御質問ヲ申上ゲタイト思ヒマス、是ハ委員會ニ於キ

イコトダト考ヘタ次第デアリマス

○小川郷太郎君 今日貴族院ノ修正ノ御趣

旨ノ御説明ニ關聯シマシテ、チヨット私ノ伺ツテ置キタイト思ヒマシタノハ此ノ程度

デアリマスガ、尙能ク御説明ノコトニ付キ

マシテ又考ヘテ見マシテ、更ニ御質問ヲ申上ゲルカモ知レマセヌガ、今ハ此ノ程度デ質問ヲ終リタイト思ヒマス

○議長(子爵井上匡四郎君) 如何致シマセ

ウカ、此ノ程度ニ午前ノ會議ヲ終リマシテ、午後ハ何時カラガ宜シウゴザイマスカ、御

諮詢致シマス……如何デゴザイマスカ、午後ハ一時半カラ開會ヲスルコトニ致シマシテハ……

○議長(子爵井上匡四郎君) ソレデハ午前ノ會議ハ是ニテ休憩致シマス、午後ハ一時半ニ開會致シマス

午前十一時四十五分休憩

○議長(子爵井上匡四郎君) 午前ニ引續イ

テ會議ヲ開キマス

○堀切善次郎君 午前ニ小川サンカラ御尋

ノアリマシタ十五條ノ社債券ハ時價デ交付

ノ低減、此ノ會社ノ目的ノ方面ニ行クコト

デアリマスカラ、サウ云フ御懸念ハ全然ナ

ニ對シテ留保ヲ致シマシタガ、其ノコトヲ申上ゲタイト思ヒマス、是ハ委員會ニ於キ

マシテモ、大藏大臣ノ言明ヲ聽キマシテ、

○堀切善次郎君 政府ノ保證ガアリマスレ

釋シテ居リマス、唯之ニ付キマシテハ、衆

議院ノ御修正デ、「政府ノ支拂保證アル社債券」トナツテ居リマスノデ、此ノ時價ト云フ

コトモ額面額ト違ヒノナイコト考ヘテ居

ル譯デアリマス

○小川郷太郎君 政府ノ支拂保證ガアルカ

ラシテ時價ハ額面額トスウ云フ御説ノヤウ

デアリマスガ、併シ時價ト云フノハ經濟上

ノ方面カラ見タモノデアリマシテ、政府ノ

保證ガアレバ必ズ時價ガ額面ダト云フ風ニ

ハ斷定が出來ナイト思フノデス、是ハ意見

デアラウト思フノデスガ、公債ニシマシタ

所ガ、政府ノ借金證書デアリナガラ、ソレ

ハ必ズ額面通リデナイ、百圓ノ額面ノモノ

ガ八十圓ニナツテ居ルコトモアリ、百二圓、

百三圓ナント云フコトモアルノデアリマス

カラ、時價ト云フモノハ動クモノダト云フ

考ヘ方ガ經濟上ノ通念デアラウト思フノデ

アリマス、ソレヲ政府ノ保證ガアルガ故ニ、

スルコトガ出來ル、種々ノ擔保ニ供スル時

分ニハ額面デ取ル、實際上ノ經濟界ニ於テ

額面デナイモノヲ豫想シテ居リナガラ、法

律的ノ取扱ニ於テ額面デアル、デ又午前モ

申シマシタヤウニ、日本銀行ガ公債ヲ持持テ

來サヘスレバ何時デモ融通スルト云フ、是

ハ傳統的ノ政策ヲ執ツテ居ルノデス、其ノ公

債デスカラ額面ヲ始終保ツテ居ルト云フ譯

ニハ行カナインノデス、ソレガ政府ノ保證ガアレバ直グ額面ニナルトスウ云フ考ヘ方ハドウモ實際ト遠ザカツテ居ルヤウニ思フノデスガ、併シ貴族院ノ方ノ御考ハ、政府ノ保證ガアレバ、時價ハ額面ダト云フコトデアレバ、御意見トシテ承テ置クト言フヨリ仕方ガナイカモ知レナイト思ヒマス、私等ハ其ノ點モウ少シ疑ガアルノデス

○岩田宙造君 只今ノコトニチヨット補足シテ置キマスガ、私ノ方デモ、政府ノ保證ガアレバ必ず額面即チ時價ト一致スルト迄申スノデハナイノデアリマス、唯實際ノ取扱上ニ於テハ大差ナイデアラウ、デアリマスカラ實際問題トシテハ、時價ト言ッテモ、額面ト言ッテモ、サウ區別ラシナクテ濟ム位ナ差シカ起ラヌダラウト云フ見込ノ下ニ、此ノ問題ヲ取扱ッテ來タト云フ意味デアルノデアリマス

○小川郷太郎君 岩田君ノ其ノ御話ガアレバ、私尙申上ゲタイノデスガ、例ヘバ公債ノヤウナモノデアッテモ、近頃額面ノ近邊ヲ往來シテ居リマスガ、嘗テハ八十圓臺ニ下タコトガアルノデス、是ハ銀行界、實業界ノ方ハ皆能ク御承知ノコトデアリマスガ、政府ノ保證ガアレバ額面ヲ維持シテ居ルダラウト云フ考ヘ方ヘ、一つノ假定論トシテ

ハ宜イデセウケレドモ、實際ニハサウナラ  
ナイト御認メニナラナケレバナラヌダラウ  
ト思ヒマス、政府ノ保證ト云フヨリモ、政  
府ノ公債ノ方ガモット強イノデヤナイデス  
カ

關係デ、又金融ノ關係デ、金ノ餘裕ト云フ  
ガウント出テ來レバ下ルコトニナル、今百  
圓デアルモノガ九十五圓ニナルトカ、後ニ  
九十圓ニナルト云フコトニナレバ、金ニ近  
イモノニナルンデヤナク、金ニ遠イモノニナ  
ルノデスネ、百圓デ貰ッタト思フモノガ直グ  
九十圓シカ値打ガナイモノダ、ソレヲ早ク  
金ニ換ヘヨウト思ヘバ、直グ下ルノダト云  
フコトニナレバ、金ニ近イト云フ考ヘ方ハ  
隨分違ツテ來ルンデヤナイカト思フノデス  
ガ……

○男爵矢吹省三君 只今小川サンノ御意見  
ヲ伺ツテ居リマシタノデ、チヨット御質問ヲ  
申上ゲタノデアリマスガ、實ハ御聽取ノ通  
リ貴族院ト致シマシテハ、此ノ株券ノ買入  
レト云フコトニ付キマシテハ、無制限デア  
ルコトガ至當デアルト云フ考ヘ方カラ、勅  
令ノ定ムル所ニ依リト云フ字句ヲ除イタノ  
デアリマシテ、買入ヲ求メタ場合ニハ、常  
ニ其ノ買入ニ應ズルト云フコトデアツテ、初  
メテ強制出資ノ規定ト歩調ヲ合セテ、茲ニ  
無理ガナクナルコトデアルト云フコトヲ建  
前トシテ居リマスガ、サウ云フコトカラ考  
ヘマシテ、第二項ノ社債ヲ以テ代金ニ充テ  
ルト云フコトモ已ムヲ得ナイコトデ、小川

サンノ御話ノ通り現金デ参レバ一番好イデ  
セウケレドモ、小川サンノ仰シヤッタヤウニ  
實際上ノ問題トシテ考ヘテ見マスト、矢張  
カナケレバ、實際問題トシテハ成立タナイ  
ンヂヤナイカ、斯様ニ者ヘマシタコトカラ、  
政府ノ保證ガアル社債デアル以上、株主タ  
ルモノガ社債デ其ノ代金ヲ受取ルト云フコ  
トハ已ムヲ得ナイコトモアリ、又此ノ場合  
ニ於テ株主タルモノハ恐ラク承知スルダラ  
ウ、斯様ニ考ヘタノデゴザイマス、ソコデ  
小川サンノ御意見ヲ承ッテ居リマスト、ドウ  
シテモ其ノ代金ハ現金ニ依ッテ交付シナケ  
レバナラヌモノデアルト云フコトヲ色々御  
主張ニナリマシテ、此ノ社債ヲ時價ヲ以テ  
交付スルナルバマダ宜シイガ、額面デハ時  
ニ依ルト時價ガソレデイカヌ場合モアルカ  
モ知レヌカラ、ドウモ現金ト等シクナイト  
云フヤウナ色々ノ御説カラ、結局現金デ拂  
フト云フコトニナレバ、恐ラク御満足ガ行  
クデアラウト云フコトヲ想像サレルノデゴ  
ザイマスガ、我々モ現金デ拂ヘレルコトガ、  
ソレガ一番宜イト思フノデアリマスケレド  
モ、左様ニスル場合ニ於キマシテ、勅令ノ  
定ムル所ニ依リト云フ字句ヲ削リマシタ以  
上、即チ無制限ニ其ノ買入ニ應ズルコトヲ

至當ト認メマスル以上、其ノ取扱ガ出來ルモノデアルカドウカ、ソコニ大イニ不安ヲ持ツテ居ルノデゴザイマス、從ツテ私ハ小川サンニ承リタイノハ、現金デ代金ヲ拂フ、社債ヲ以テ拂フコトニ同意ヲシナイ場合ニハ、現金デ拂フト云フコトニ致シマス場合ニ於キマシテハ、勅令ノ定ムル所ニ依リト云フ規定ヲ入レテ、勅令デ買入ニ付テ制限ヲ加ヘテモ差支ガナイト云フ御意見ヲ持ツテイラッジヤルノデゴザイマスカ、ソコヲ伺ヒタイノデアリマス

○議長(子爵井上匡四郎君) 今衆議院ノ方ニコチラノ御説明ヲ申シテ居ル所デアリマスカラ、コチラノ方カラ伺フノハ又後デ……

○男爵矢吹省三君 私ハコチラカラサウ云フコトヲ伺ッタ方ガ早イカモ知レヌト思ヒマシタカラ……

○議長(子爵井上匡四郎君) 御差支ガナカッタラ一應筆記ヲ中止致シマシテ、懇談ノ形式ヲ執リタイト思ヒマス、如何デゴザイマス

〔「賛成」ト呼フ者アリ〕

○議長(子爵井上匡四郎君) 御差支ガナカッタラ一應筆記ヲ中止致シマシテ、懇談ノ形式ヲ執リタイト思ヒマス、如何デゴザイマス

○議長(子爵井上匡四郎君) 〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(子爵井上匡四郎君) 失禮デゴザイマスガ、ソレナラバ私カラ御指名致シマス、兩院ノ議長副議長及他ノ二名ハ貴族院側ニ於テハ堀切君ト岩田君、衆議院側ニ於テハ小川君ト砂田君ニ御願ヒ致シタイト思ヒマス、是ニテ協議會ヲ休憩致シマシテ小委員會ニ移リタイト思ヒマス、休憩致シマス

○議長(子爵井上匡四郎君) 〔總員起立〕

○議長(子爵井上匡四郎君) 全會一致ト認メマス、(拍手起立)是ニテ協議會ノ成案ヲ得マシタ、議案ヲ整理ハ議長ニ御一任ヲ願ヒタウゴザイマス、字句ノ整理ハ議長ニ御

○議長(子爵井上匡四郎君) 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、小委員會ノ成案ヲ得マシタカラ朗讀致シマス、電力管理法案、第一條ハ衆議院議決案ノ通トス、附則第三項

○議長(子爵井上匡四郎君) 大藏大臣ト左ハモウ是レ以上ハ意見ノ相違ニナルカモ知

レマセヌカラ、今ノ問題ハ此ノ程度ニシテ置キタイト思ヒマス

○議長(子爵井上匡四郎君) ソレデハ大體貴族院ノ方ノ修正ノ御説明モ申上げマシタヤウデアリマスカ、此ノ場合暫ク懇談ニ

○議長(子爵井上匡四郎君) 敷ハ兩院カラ各、四名ヅ、ト致シタイト考ヘマスガ如何デマシタ御氏名デ御差支ゴザイマセヌカ

〔人數及指名ハ議長ニ一任〕ト呼フ者アリ)

○議長(子爵井上匡四郎君) 御異議ゴザイマセヌナラバ是カラ小委員會ニ付シタイト思ヒマス、兩院ノ小委員ハ、茲ニ頂戴致シマシタ御氏名デ御差支ゴザイマセヌカ

ノ如キ諒解ヲ得テ居リマス、日本發送電株式會社法案ノ第十五條第三項「特別ノ事由アル場合」トヘ、本會社ガ事業遂行ノ爲ノ相當多額ニ社債ヲ發行シテ市場狀況ガ現金交付ノ爲メ新社債ヲ發行シテ、資金ヲ調達スルヲ適當ト認メザル場合、二、金融市場ノ狀況社債募集ニ適セザル場合等ヲ意味ス、又第十五條第三項「勅令ノ定ムル所ニ依リ」ノ中ニハ、社債ノ交付價格ハ交付前六箇月間ノ平均相場ヲ標準ト爲シ得ルコト、及ビ株式買入申込ノ時期ト、社債交付ノ時期トノ間ニハ、六箇月迄ノ期間ヲ置キ得ルコトヲ含ム筈デアリマス、議長ノ議事進行ノ上ニ甚ダ不行届デアリマシタニ拘ラズ、委員諸君ノ熱誠ナル、且妥協的ナル御態度ニ依リマシテ、兩院協議會が成案ヲ得マシタコトハ、御同慶ノ至リニ堪ヘマセヌ、茲ニ謹シテ委員諸君ニ敬意ヲ表シマス、是ニテ散會致シマス

午後九時四十七分散會